

阿佐谷南・高円寺南地区

防災まちづくりニュース

No. 12



発行日：平成25年10月

編集・発行：杉並区都市整備部まちづくり推進課

TEL:03-3312-2111 (内線) 3365



平成26年4月から事業開始予定！

重点整備地区が不燃化特区となる予定です！

●不燃化特区とは？

不燃化特区とは、地震時の大規模火災等を防ぐため、木造住宅密集地域のうち特に早期の改善を必要とする地区を対象に、都と区が連携して不燃化を促進する制度です。

特区の指定を受けると、特別な支援策を用いて重点的に防災性の向上を図ることができるようになり、防災まちづくりの更なる促進を図ることが可能となります。

●杉並区内の不燃化特区

今回杉並区では、この不燃化特区の区域として阿佐谷南・高円寺南地区の重点整備地区を指定するよう、東京都へ申請を行いました。(下図参照)

●特区に指定されると、具体的に何が変わるの？

特別な支援策等の詳細については、現在杉並区と東京都で調整していますが、以下のような事項を検討しています。

【建築物の不燃化を更に促進するための支援策】

老朽建築物の除却費の一部助成、住宅建替の設計費等の一部助成を行う予定です。

【固定資産税・都市計画税（都税）の減免】

不燃化特区指定地域内で下記の条件を満たす場合は、固定資産税・都市計画税の負担が軽減される予定です。

①老朽建築物から耐火建築物又は準耐火建築物へ建て替えた住宅

=5年度分減免

②老朽建築物を除却後、適正に管理されている土地

=最長5年度分住宅用地並みに軽減



詳細については、東京都との協議が整い次第、区報や区ホームページ、阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくりニュースなどにより改めてみなさんにお知らせする予定ですが、建替予定のある方はお早めにご相談ください。

また、対象区域内の権利者の皆さんに対し、来年度以降順次個別訪問を行い制度内容について詳しくご説明する予定です。その際はご協力のほど宜しくお願ひいたします。



不燃化助成制度をご存知ですか？

- ・不燃化助成制度とは、区内の震災救援所周辺・緊急道路障害物除去路線沿道、阿佐谷南・高円寺南地区を対象区域として、昨年4月から行っている助成制度です。
- ・阿佐谷南・高円寺南地区で建築（増改築含む）する際、**法令で耐火建築物として建てる要求のない建築物を耐火建築物として建築する場合**に、250万円を助成します。
※建築主に助成します
※住民税を滞納していないことが条件です（法人の場合は法人住民税を滞納していないこと）
- ・活用を検討されている方は、区役所にお問い合わせください！

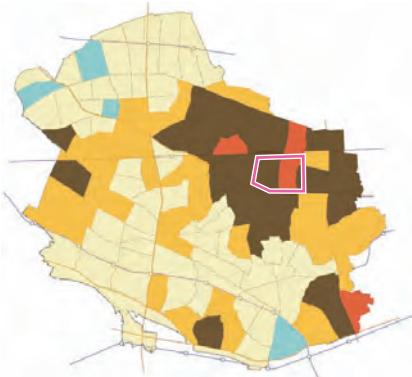


東京都から新たな地域危険度が発表されました！

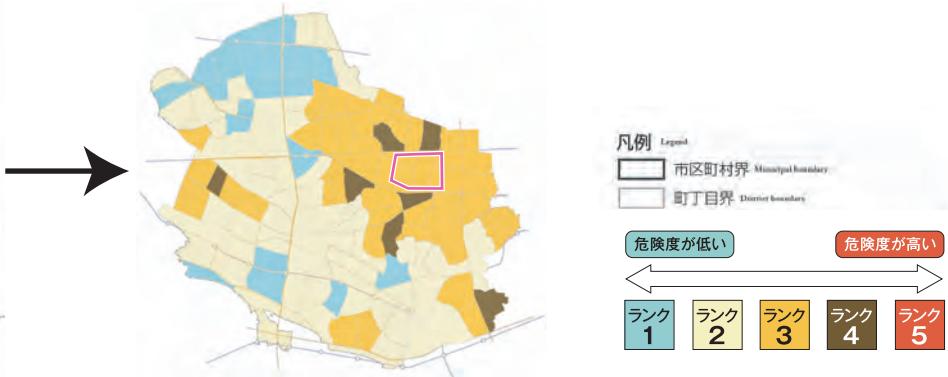
地震に関する地域危険度調査（第7回）が、9月17日に東京都から発表され、阿佐谷南・高円寺南地区の火災危険度は、前回よりもダウンしました。

今後も更に地域の安心安全を高めるべく防災まちづくりを進めてまいりますので、皆さまのご協力よろしくお願いします。

前回（H20）の火災危険度調査結果



今回（H25）の火災危険度調査結果



★新たな助成制度のご案内～杉並区狭い道路モデル地区助成要綱の制定～

このたび、区では阿佐谷南・高円寺南地区（モデル地区）の中で、建築物の建替えを伴わずに狭い道路の拡幅整備に協力いただける方に、塀の除却や築造の実費を助成する助成制度を設けました。

※助成金を受けるにあたっては、必ず事前相談が必要になります。

●助成の対象となるもの（以下のいずれかに当てはまる場合）

- ①塀の除却
- ②塀の除却及び築造（※塀の築造のみの場合は助成の対象になりません）

●助成額

塀の除却

…除却に要する経費の全額

塀の築造

…長さ1メートルにつき85,000円を限度として、塀の築造に要する経費

（長さ1メートル未満の端数がある場合、1メートルに切り上げて算定）

詳細は土木管理課狭い道路係（区役所西棟4階）内線3473・3474にお尋ねください！

【お問い合わせ先】

杉並区都市整備部まちづくり推進課 防災まちづくり係 担当 山田、木村

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111 内線3365 FAX 03-3312-2907